

嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金給付事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けていることが懸念される高校生等の保護者の経済的負担の軽減を図り、高校生等の修学支援を行うため、高校2年生・3年生応援給付金（以下「給付金」という。）を給付する嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金給付事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校（法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第1学年、第2学年及び第3学年に限る。）若しくは法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）若しくは法第134条に掲げる各種学校（高等学校に準ずる教育を受ける学校に限る。）又はこれらに準ずるものとして町長が認める学校に在学する者であって、平成17年4月1日以前に出生したものをいう。ただし、正規職員として就労し、当該就労先から給与等を得ている者を除く。
- (2) 保護者 高校生等の親権者、未成年後見人又はこれらに準ずる者であって、当該高校生等を現に監護するものをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、嘉手納町とする。

(給付対象者)

第4条 給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和3年4月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく嘉手納町の住民基本台帳に記録されている保護者とする。

(給付額)

第5条 給付金の額は、高校生等1人につき2万円とする。

(申請方法等)

第6条 給付金の申請は、嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要事項

を記入し、在学証明書並びに振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人の確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、町長へ提出するものとする。

- 3 高校生等が、保護者と世帯が異なる場合は、前項に規定する書類のほか、当該高校生等の戸籍抄本を町長へ提出しなければならない。
- 4 申請者は、次の事項を必ず確認し、当該事項に同意の上、申請を行うものとする。
 - (1) 町長が受給資格を確認するにあたり、嘉手納町の保有する公簿等で確認を行うこと。
 - (2) 前号の規定において受給資格が確認できない場合は、関係書類の提出に応じること。
 - (3) その他この規則の規定を遵守すること。

(申請受付開始日及び申請受付期限)

第7条 給付金の申請受付開始日は、令和3年4月1日とする。

2 給付金の申請受付期限は、令和3年6月30日とする。

(給付決定)

第8条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により給付を決定したときは、嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により不支給を決定したときは、嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付方法)

第9条 町長は、第6条に規定する申請において申請者が指定した金融機関の口座への振込みにより、給付するものとする。

(申請書不備の場合の取扱い)

第10条 町長が第8条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、嘉手納町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第11条 町長は、給付を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により給付を受けたときは、給付金の全部の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第11条の規定については、この規則の失効後も、なおその効力を有する。